



長野県地方税滞納整理機構 監査委員告示第1号

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和7年12月15日

長野県地方税滞納整理機構監査委員 春日良太



同 上 倉 敏 夫



長野県地方税滞納整理機構 定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査）

2 監査実施日

令和 7 年 11 月 21 日、令和 7 年 12 月 5 日

3 監査の対象

令和 7 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに執行された令和 7 年度の財務に関する事務

4 監査の方法

事前に関係資料の提出を求め、事務局において関係諸帳簿の照合等を行うとともに、当日関係職員からの説明聴取を実施した。

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に処理されているか、また、事務事業の執行が効率的、合理的に行われているかについて調査を実施した。

5 監査の結果

監査の結果、収入支出事務等の財務に関する事務及び経営に関する事業は、適正に執行または管理されていると認められた。

また、徴収率が微減傾向にある中で、差押・公売などの積極的な滞納整理が行われており評価する。

なお、構成団体における徴収率の向上と未収金の減少に伴い、当機構への移管事案は件数・金額とも年々減少傾向にあり、特に令和 6 年度の引受金額はピーク時の 37%にまで縮小するなど当機構を取り巻く状況は大きく変化している。

現在、令和 8 年度を初年度とする第四次広域計画の策定作業が進められているが、今後の方向性として現行の業務内容を維持しつつ、移管件数枠、組織体制、負担金額の見直しとDX化の推進による徴収事務の効率化や重点化が打ち出されており、状況の変化を反映した適切なものと理解する。

一方で、人口減少の急激な進展に伴い構成団体における徴収職員の確保がより困難となることが見込まれ、依然として機構の果たすべき役割は重要であり構成団体からの期待も大きいものと認識している。

よって、将来的な諸課題については、構成団体と十分検討・協議を行い対応するとともに、事務の省力化、合理化を一層図りながら効率的・効果的な事業運営に努められたい。